

【後期 第2問】

甲は、ある日、殺傷能力を備えている包丁等の凶器をそれぞれ準備して、午前1時半頃、A方の屋内に侵入した。そして、就寝中のA・Bを起こし、両者に対して、包丁を突き付けて脅迫し、犯行を抑圧した上で金品を強奪した。ところが、金品強奪後、甲がA方戸口から出て、数10メートル歩いた際、Bが財物を取り返すために、A方戸口から出てきたため、甲は、慌てて逃走した。その際、甲は、A方から100m程逃走したところで、Bに追いつかれることを覚悟したため、Bに暴行を加えることを決意した。そして、Bに殴る蹴るの暴行を加え、肋骨骨折等の重傷を負わせた。甲は、その場からすぐに立ち去ろうとしたが、Bの手に指輪がはめてあったことに気がつき、後に換金するつもりでBから奪った。なお、Bは、重傷を負い、甲に抵抗することが不可能な状況にあったものの、意識は有していた。また、その際、甲は、暴行はもとより、何ら脅迫的言辞を弄することもなかった。

Bに対する犯行後、甲は、人通りの少ない路地を30分程さまよっていたところ、旧知の友人で、かつて窃盗等の犯罪を共に行ったことのあるCと偶然出会った。本件のことについて何も知らないCは、Bが指に付けていた指輪を見て、「それは誰かから盗んだのか。早く売って俺たちで山分けしようぜ。」と言ってきたが、Bは、以前から、自分の盗んだ手柄をCに横取りされていて、Cに対して恨みを持っていたことから、Cの発言に怒りを覚えた。また、Cが手に指輪をつけていたことに気がつき、甲は、それを強奪する犯意を生じさせ、それを実現するために、殺意を持って、所持していた前記包丁で、Cの下腹部を突き刺した。甲は、Cがその場に倒れ込み意識を失ったのを確認し、指輪を奪って逃走しようとしたが、甲は、Cのポケットに財布があることにも気がつき、それを奪った。なお、甲は、その際も、Cに暴行等を加えることはなく、また、Cが虫の息であったことから、このまま放っておけば死ぬだろうと確信して立ち去った。その後、Cは、5分後に死亡した。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例： 最高裁判例昭和24年5月28日決定
東京高裁平成20年3月19日判決